

障がい者グループホームみらい（日中サービス支援型）利用料金表

	算定内容	算定対象（算定要件）	単価	利用者自己負担額
1	日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	障害支援区分 6	9,970 円/日	費用の 一割で 本人の 月額上 限負担 額まで
		障害支援区分 5	8,600 円/日	
		障害支援区分 4	7,710 円/日	
		障害支援区分 3	5,240 円/日	
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	障害支援区分 6	7,650 円/日	
		障害支援区分 5	6,270 円/日	
		障害支援区分 4	5,390 円/日	
		障害支援区分 3	4,070 円/日	
	日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）	障害支援区分 6	11,680 円/日	
		障害支援区分 5	10,280 円/日	
		障害支援区分 4	9,380 円/日	
		障害支援区分 3	6,720 円/日	
体験利用の場合（日中を当該共同生活住居以外で過ごす者）	障害支援区分 6	9,290 円/日		
	障害支援区分 5	7,870 円/日		
	障害支援区分 4	6,950 円/日		
	障害支援区分 3	5,460 円/日		
2	人員配置体制加算Ⅴ 7.5:1	障害支援区分 4 以上	1,380 円/日	
		障害支援区分 3 以下	1,210 円/日	
3	人員配置体制加算Ⅶ 7.5:1	障害支援区分 4 以上	1,310 円/日	
		障害支援区分 3 以下	1,120 円/日	
4	看護職員配置加算	看護職員を常勤配置	700 円/日	
5	入院時支援特別加算（月 1 回限度）	入院 3 日以上 7 日未満	5,610 円/回	
	入院時支援特別加算（月 1 回限度）	入院 7 日以上	11,220 円/回	
6	長期入院時支援特別加算	1 日につき（共同生活援助）	1,500 円/日	
7	帰宅時支援加算（月 1 回限度）	帰宅 3 日以上 7 日未満	1,870 円/回	
	帰宅時支援加算（月 1 回限度）	帰宅 7 日以上	3,740 円/回	
8	福祉介護職員処遇改善加算Ⅱ		本体報酬の 22.4%	

※ 訓練給付対象サービスの利用者自己負担額については、世帯区分により月額上限負担額が設定されます。

◆ 訓練給付対象外サービスに関する利用料金

(1) サービス利用にかかる実費負担額（日常生活でかかる費用）

	内 容	料 金
1	家 賃 ※特定障害者特別給付費対象者は月額 10,000 円の家賃補助（補足給付）があります。	(月額定額) 36,000 円
2	光熱水費 ※居室分のほか、共用分を含みます。	(月額定額) 9,000 円
3	食 費（材料費、人件費等食事提供に係る費用）	朝食 280 円・ 昼食 360 円・夕食分 360 円
4	個人で使用する消耗品類（ティッシュペーパー、トイレトペーパー、衛生用品、シャンプー類、洗剤等）居室備付機器のリモコン用乾電池類	実 費
5	その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められるもの	実 費

注意：月額定額の場合は、外泊・入院による日割り減額はありませぬ。（入居・退居時は日割り計算）

(2) 必要に応じてかかる費用

	内 容	料 金
1	金銭の出納管理（預り金管理サービス契約）	(月額定額) 1,000 円
2	その他社会生活するうえで、一般的に本人が負担すべき費用と判断されるもの（居室備付機器のリモコンの紛失・破損による弁償等）	実 費

注意：訓練給付対象外サービスは、月額上限負担額の算定対象ではありません。